

一般社団法人五泉市観光協会出店助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人五泉市観光協会員の販路拡大と五泉市の観光・物産の振興を図ることを目的として、五泉市外で行われるイベント等に会員が出店する出店料・レンタル料等について、観光協会出店助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、一般社団法人五泉市観光協会（以下「協会」という。）の正会員（以下「会員」とする。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 五泉市外で行われるイベント等（協会の会長（以下「会長」という。）が認めるものに限る。）において、自らが出店者として参加し、主催者もしくは申請者が任意に手配した外部の業者にイベントに関する経費を支払った者であること。
- (2) 前号に規定するイベント等の会場で協会のPR（五泉市が発行するパンフレット等の配布、看板やのぼり等の設置をすることをいう。）をすること。
- (3) 第1号に規定する出店は、自らが生産・加工する商品などの販売をするものであること。

(助成対象イベント)

第3条 本助成金の対象となるイベント等は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開催されるものとする。また、この助成金は、予算の範囲内で先着順で交付するものとし、当該年度の予算額に達した時点で、期間内であっても受付を終了するものとする。

(助成金対象の範囲)

第4条 助成の対象となる経費は、イベント等への出店に直接要する以下の費用とする。

- (1) 主催者に支払う出店料（小間代）
- (2) 出店のために要した備品（テント、机、椅子、展示棚等）のレンタル料、光熱費
※ただし、会員が所有する備品の持ち込み費用や、消耗品代、飲食料費、旅費、人件費は対象外とする。

(助成金の額)

第5条 出店助成金（以下助成金という。）の額は次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 助成金の額は対象経費の2分の1以内の額とし、30,000円を限度とする。
- (2) (1)により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 助成金の使用は事業年度内で1事業者当たり1回を限度とする。
- (4) 他団体から助成金と同種の助成を受ける場合は、助成金を交付しないものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を、出店イベント等の7日前までに、会長に提出しなければならない。

(実績報告及び交付請求)

第7条 事業終了後、速やかに助成金実績報告書（様式第2号）および助成金請求書（様式第3号）に必要な資料（領収書等の写し、出店写真、イベントチラシ等）を添付して、会長に提出しなければならない。ただし、令和8年3月に開催されるイベントについては、3月23日（必着）までに実績報告書を提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 会長は、前項の規定による実績報告及び請求書を受けたときは、助成金を交付するものとする。ただし、会長が助成事業の円滑な推進を図るうえで必要と認めるときは、概算払により助成金を交付することができる。